

◎新潟県選挙管理委員会告示第85号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和5年8月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
横越農村環境改善センター	新潟市江南区沢海3丁目1番30号	多目的ホール	496.00	令和5年7月19日
		大研修室（旧農事研修室）	136.00	
		大会議室（旧和室（大広間））	80.00	
		第2小会議室（旧小会議室）	33.00	
		第1小会議室（旧会議室）	44.00	
		図書資料コーナー（旧図書室）	81.00	
月潟農村環境改善センター	新潟市南区西萱場1069番地	第1及び第2小研修室（旧営農指導室、多目的研修室）	96.00 (旧48.00、 48.00)	令和5年7月19日
		多目的ホール	442.00	